

様

新居浜市監査委員 田 中 洋 次
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 仙 波 憲 一

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項から第 4 項までの規定に基づき、平成 28 年 8 月 3 日から同年 10 月 14 日までの間に実施した定期監査について、同条第 9 項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第 12 項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 市民部・環境部・建設部
- 3 監査の範囲 平成 27 年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 田中 洋次・柿並 哲也・仙波 憲一
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成 27 年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

市 民 部

1 市民部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ 自治会に関する事。
- エ 協働の推進に関する事。
- オ 国際化に関する事。
- カ 市民相談に関する事。
- キ 消費生活センターに関する事。

(2) 防災安全課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 災害対策本部に関する事。
- エ 自主防災組織に関する事。
- オ 国民保護計画に関する事。
- カ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- キ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。
- エ 人権教育の計画、運営及び指導に関する事。
- オ 地域改善対策奨学金事務に関する事。

(4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。

(5) 市民課

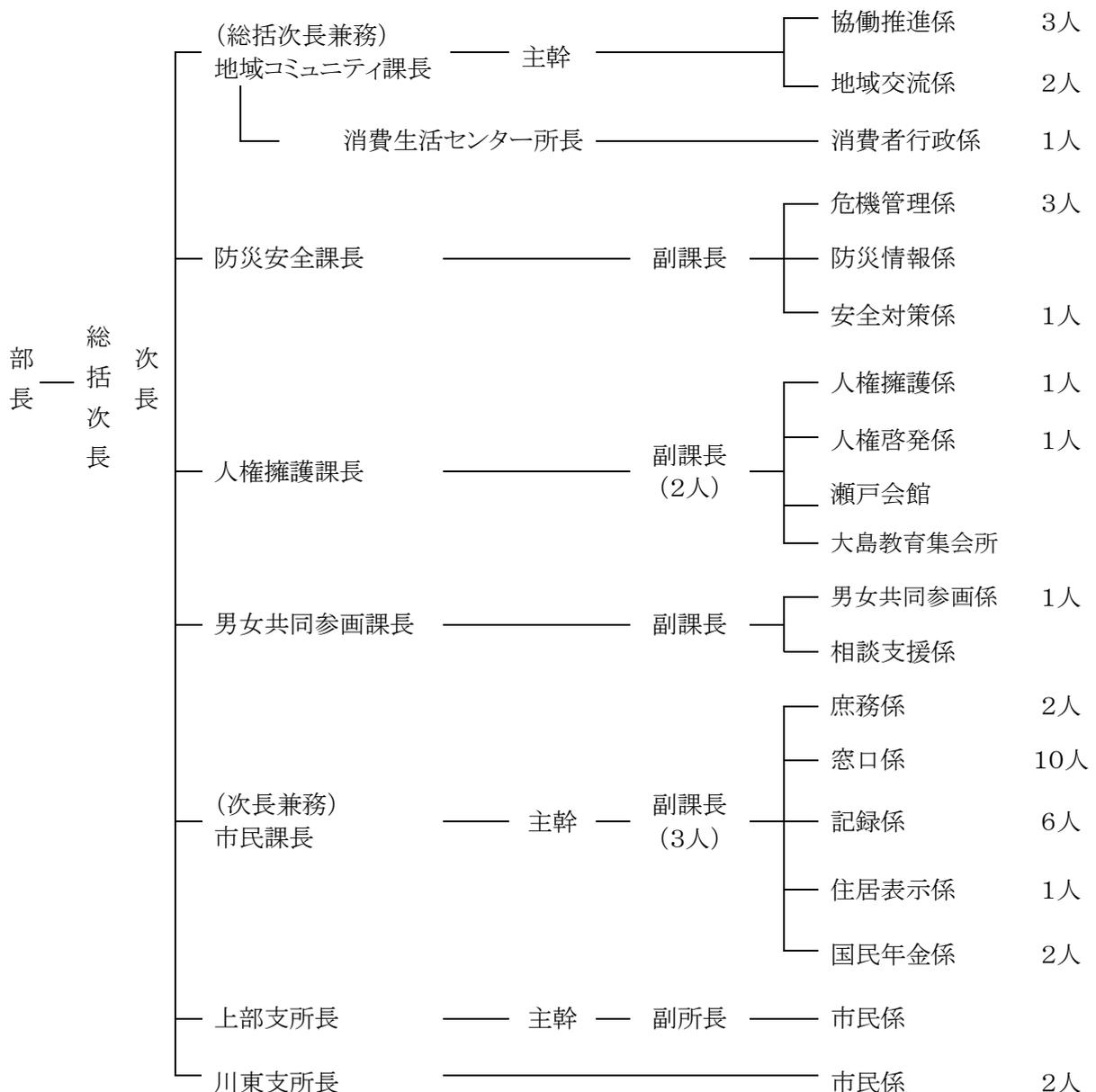
- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- ウ 人口動態の調査に関する事。

- エ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関すること。
- オ 住居表示に関すること。
- カ 国民年金の普及及び広報に関すること。
- キ 船員法の事務に関すること。
- ク 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること。

(6) 上部支所・川東支所

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行

2 職員の配置状況 56人（平成28年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 平成27年度に実施した主な事業

(1) まちづくり協働オフィス事業費

新居浜市の市民活動の発展のため、中間支援組織としてまちづくり協働オフィス事業を実施している。協議会方式での運営を目指し、移行期間として市直営にて運営を行った。

「にないて会議」を立ち上げ、協議会方式での自主運営のための議論を重ねるとともに、一部事業の受託団体として、市民活動交流会や新居浜市高校生フェスティバルなどの実施を通して分野別ネットワークの構築や団体同士の交流の推進を行った。また、登録団体に対してオフィス利用満足度調査アンケートを実施し、自主運営に向けた課題把握に努めた。

利用登録団体数：249団体、利用者数：延べ5,835人

<事業費> 7,282,295円

(2) 男女共同参画推進費

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図った。また、男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めた。なお、継続して推進することが必要である。

<事業費> 261,296円

(3) 家具転倒防止等推進費

地震による被害から市民の身を少しでも多く守るため、65歳以上のみの高齢世帯及び身体障害者手帳等の所持者を対象に、家具転倒防止のための家具固定器具取付け及びガラス飛散防止フィルム貼付けに係る費用の助成を行った。

家具固定器具取付け：38件、ガラス飛散防止フィルム貼付け：38件

<事業費> 349,892円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	90,976	90,976	0
女性総合センター使用料	2,093,854	2,093,854	0
自動販売機設置使用料等 (女性センター)	253,591	253,591	0
戸籍謄・抄本手数料	19,101,100	19,101,100	0
住民基本台帳手数料	17,746,200	17,746,200	0
印鑑証明手数料	10,141,200	10,141,200	0
印鑑登録手数料	1,039,200	1,039,200	0
住基カード交付手数料	99,000	99,000	0
その他証明手数料	667,100	667,100	0
個人番号カード等再交付手 数料	150,000	150,000	0
自動車臨時運行許可手数料	226,500	226,500	0
船員手帳交付等手数料	58,930	58,930	0
計量検査手数料	182,210	182,210	0

5 指摘事項及び回答内容 (回答は平成28年9月23日付け)

(1) 時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムの入力誤りにより支給額の過少払いが生じている。内容を確認のうえ改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(地域コミュニティ課)

<回答>

ご指摘の内容は、平成27年11月分の時間外勤務に伴うものであり、誤りを確認のうえ、平成28年9月支払い分において追加支給による是正措置を行いました。

なお、ご指摘以降、課長が時間外勤務システム入力後に「時間外勤務手当等集計表」と「時間外勤務等命令書」を再度確認のうえ押印するようチェック体制を強化しました。

(2) 住宅新築資金等貸付金の滞納債権の徴収対策について

平成27年度においても住宅新築資金等貸付金の滞納解消に向けた訪問徴収等の実施により、滞納額は6年連続で減少している。しかしながら、昨年の定期監査で指摘した悪質な滞納者に対する法的措置の強化については対応されておらず、司法書士等への法的相談等も行われていないため、貸付金回収に係る事業予算の執行率も56%に止まっており、悪質滞納者に対する取組みについては後退していると言わざるを得ない。

今後、滞納者に対する徴収率の向上対策はより困難度が増すと思われるが、収入未済額が全滞納債権中3番目の高額に達している現状を重く受け止め、債務者の状況調査等を積極的

に進めることにより、継続的に法的措置の取組みを強化するとともに、回収可能と判断される滞納債権の徴収に集中的に取り組むなど、より強力な徴収対策を早期に実施することにより滞納額の減少に努められたい。

(人権擁護課)

<回答>

住宅新築資金等貸付金の徴収につきましては、平成27年度中に滞納者の実態について全件の追加調査を行い、本人が死亡しているケースについては、相続人の状況等も含めた詳細な調査を実施いたしました。

また、1年以上入金が無い滞納者に対しては複数回にわたって臨戸訪問・納付指導を行い、少額分納の滞納者に対しても定期的に増額を求めるなどの徴収強化策により、滞納額の減少を図ってまいりました。

こうした取組みと並行して、法的措置も検討すべき事案の絞り込み作業を継続して実施してまいりましたが、今後におきましてはこれまでの調査結果を踏まえた、よりきめ細やかな訪問徴収・納付指導を継続して行うとともに、法律の専門家や債権管理対策室の助言や支援も受けて、弁護士による支払督促や担保権実行手続きも含めたより強力な徴収策を実施することにより、滞納債権の回収と適正な債権管理を行ってまいります。

環 境 部

1 環境部の主な事務事業

(1) 環境保全課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 市民環境活動の促進に関すること。
- ウ 墓地に関すること。
- エ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。
- オ し尿の収集に関すること。
- カ 浄化槽設置整備事業補助金に関すること。
- キ 公営葬儀及び火葬場に関すること。
- ク 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- ケ 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入支援に関すること。

(2) ごみ減量課

- ア 一般廃棄物処理計画に関すること。
- イ ごみの分別収集に関すること。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可並びに指導監督に関すること。
- オ まち美化の推進に関すること。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関すること。

(3) 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

(4) 下水道管理課

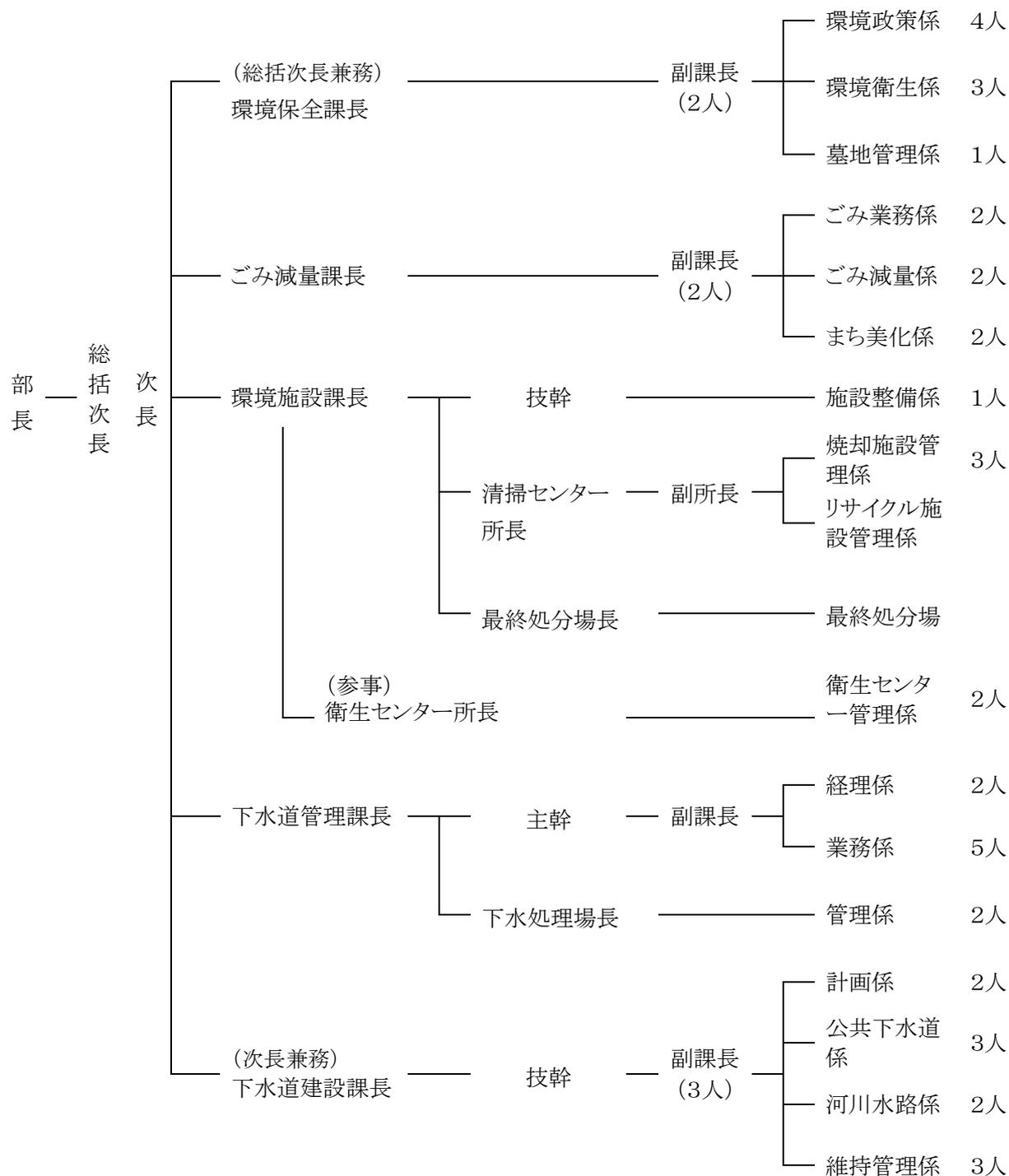
- ア 公共下水道の使用促進及び水洗化相談に関すること。
- イ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金、下水道使用料の賦課徴収に関すること。
- ウ 排水設備（除害施設を除く。）工事の審査確認及び完了検査に関すること。
- エ 指定工事店及び責任技術者に関すること。
- オ 水洗便所改造資金の融資のあっせん及び利子補給に関すること。
- カ 下水道事業の経営に関すること。
- キ 下水処理場に関すること。

(5) 下水道建設課

- ア 下水道計画の策定に関すること。
- イ 公共下水道、都市下水路及び一般下水路に関すること。
- ウ 排水ポンプ場及び排水樋門に関すること。

- エ 市管理河川に関すること。
- オ 県管理河川及び国土交通省所管海岸の連絡に関すること。
- カ 市有土地（水面）使用に関すること。

2 職員の配置状況 61人（平成28年4月1日現在）



3 平成27年度に実施した主な事業

(1) 終末処理場改築事業

下水処理場は、供用開始後35年が経過し、設備機器の耐用年数を超過しており、老朽化した施設の機能回復を図るため、国の交付金事業として計画的・段階的に現有施設の改築更新を実施し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図っている。平成27年度は電気計装設備改築工事、耐震診断調査等を実施した。

＜事業費＞ 110,900,000円（繰越分含む。）

(2) 管渠等建設事業、単独下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠及び公共下水道の面整備（単独下水道事業）を行った。

＜事業費＞ 管渠等建設事業 748,360,000円（繰越分含む。）

単独下水道事業 944,796,000円（繰越分含む。）

(3) 環境活動促進費

行政、市民の協働による環境保全活動の促進のため、新居浜市地球高温化対策地域協議会活動事業、環境家計簿普及などの環境活動推進事業、自然観察会の開催などの自然共生事業、みどりのカーテン事業、渦井川水系環境保全活動事業補助、エコして得するポイント事業等を実施した。

＜事業費＞ 1,768,313円

(4) ごみ減量化推進費

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。事業者、市民団体との協定により、平成21年6月1日からレジ袋の無料配布中止を実施し、平成26年3月1日から、市内大手スーパー全店舗で実施している。平成27年度のマイバッグ持参率は80.6%となっている。

＜事業費＞ 2,238,580円

(5) ごみ分別収集充実費

リサイクルの推進等を目的に、平成21年10月からプラスチック製容器包装収集、びんの色別収集など、新9種分別を実施している。古紙類2,081トン、ペットボトル200トン等をリサイクルし、リサイクル率は16.5%であった。

また、庁舎1階や上部支所等に衣類の回収ボックスを設置し、41トンの古布をリサイクルした。

＜事業費＞ 286,470,639円

(6) 清掃センター施設整備事業

焼却施設の焼却炉耐火物年次点検、ボイラー内部開放点検整備、発電設備等の年次点検に加え、計量機、ごみクレーンの更新、電気設備逆潮流化改造を行った。リサイクル推進施設のプラスチック圧縮梱包機及び供給コンベア整備等を実施した。設備の更新及び改造により、二酸化炭素排出削減及び売電が可能となった。

＜事業費＞ 637,847,800円

(7) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施した。また、老朽化してきた施設、設備の再点検、修繕整備を行い、施設の延命化を図った。

<事業費> 46,782,360円

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
一 般 会 計	葬祭施設使用料	432,960	432,960	0	0	
	葬具使用料	3,785,710	3,785,710	0	0	
	自動販売機等設置使用料(斎場)	295,452	295,452	0	0	
	畜犬登録手数料	3,537,210	3,537,210	0	0	
	し尿処理手数料	9,891,953	9,777,026	41,013	73,914	
	ごみ処理手数料(ごみ減量課)	233,000	233,000	0	0	
	ごみ処理手数料(清掃センター)	120,155,990	120,155,990	0	0	
	自動販売機設置使用料 (清掃センター)	320,861	320,861	0	0	
	旧清掃センター敷地使用料	32,532	32,532	0	0	
	衛生センター手数料	3,121,660	3,121,660	0	0	
	自動販売機設置使用料 (衛生センター)	68,328	68,328	0	0	
特 別 会 計	平尾 墓園	墓園使用料	20,622,000	20,622,000	0	0
		管理手数料	1,008,000	1,008,000	0	0
	公 共 下 水 道	受益者負担金	46,952,800	45,581,400	9,300	1,362,100
		区域外流入分担金	36,575,700	36,575,700	0	0
		下水道使用料	1,459,053,394	1,426,222,403	4,968,265	27,862,726
		督促手数料	1,267,959	1,267,959	0	0
登録及び試験手数料	440,500	440,500	0	0		

5 指摘事項及び回答内容 (回答は平成28年10月25日付け)

(1) 家庭ごみの減量について

生ごみの減量化や古紙・衣料等の集団回収推進など、家庭ごみの減量化に向け種々取組が展開されているが、家庭ごみの総量は近年横ばいの状況が続いている。減量が進まない要因の一つとして、雑紙・段ボールや資源化可能なプラスチックのうち、相当量が燃えるゴミとして排出されるなど、家庭ごみの出し方について市民に十分理解が浸透していないことが挙げられるのではないかとと思われる。

家庭ごみの減量化に向け、ごみの正しい分別方法や処分コスト等について、よりわかりやすい説明による広報に努めるとともに、ごみステーションに分別徹底の看板を設置するなど、

市民の理解と協力を促進するための施策を積極的に検討、実施されたい。

(ごみ減量課)

<回答>

家庭ごみの減量化については、11月実施予定の燃やすごみの組成調査の結果やごみ処理コスト等を市政だより2月号に掲載するとともに、環境美化作品コンクールのポスター入選作品の中から、ごみの分別徹底を促す看板を作成のうえ、希望自治会へ配布するなどし、分別の徹底とごみの削減を啓発してまいります。

また、資源ごみの集団回収促進のため、啓発チラシを作成し、12月に各自治会、各老人クラブ、各公民館、山根体育館、文化センターなどに配布する予定としており、今後さまざまな機会や媒体を使い、家庭ごみの減量が進むよう、わかり易く効果的な広報活動を行ってまいります。

(2) 省エネ・新エネ設備導入支援補助金について

省エネ・新エネ設備導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第3条で、補助対象者として「市税を滞納していない者であること」が規定され、滞納の事実が判明した際は、要綱第12条で交付決定の取り消しが可能とされている。

要綱第12条では、交付決定の取り消しについて「補助金の交付条件に違反したとき」という規定があるが、補助金交付決定通知書（第2号様式）にある交付条件には、税の滞納に関する項目がないことから、このことを理由に不利益処分を科すことは問題があると言わざるを得ない。

また、市税に滞納がないか確認する時期が工事完了後の実績報告書提出時となっており、この時点で交付決定の取り消しをすることは、申請者側の理解が得られないことも予測される。

申請時点で納税証明と今後の税調査の同意書を添付すること及び補助金交付決定通知書の交付条件に税の滞納に関する項目を追加することについて検討されたい。

(環境保全課)

<回答>

交付申請書（第1号様式）の添付書類として、「市税等の滞納がないことがわかるもの」を追加し、申請時における交付条件の確認を行います。また、これまで、実績報告書（第8号様式）の添付書類としていた申請者の市税納税証明書に替わり、市税等の納入状況の調査に係る承諾書を添付させます。

補助金交付決定通知書（第2号様式）の交付条件については、市税の滞納等が確認された場合には、交付決定が取り消される旨を追加します。

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ク 屋外広告物に関すること。
- ケ 土地区画整理事業に関すること。
- コ 新居浜駅周辺整備に関すること。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道占用許可に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

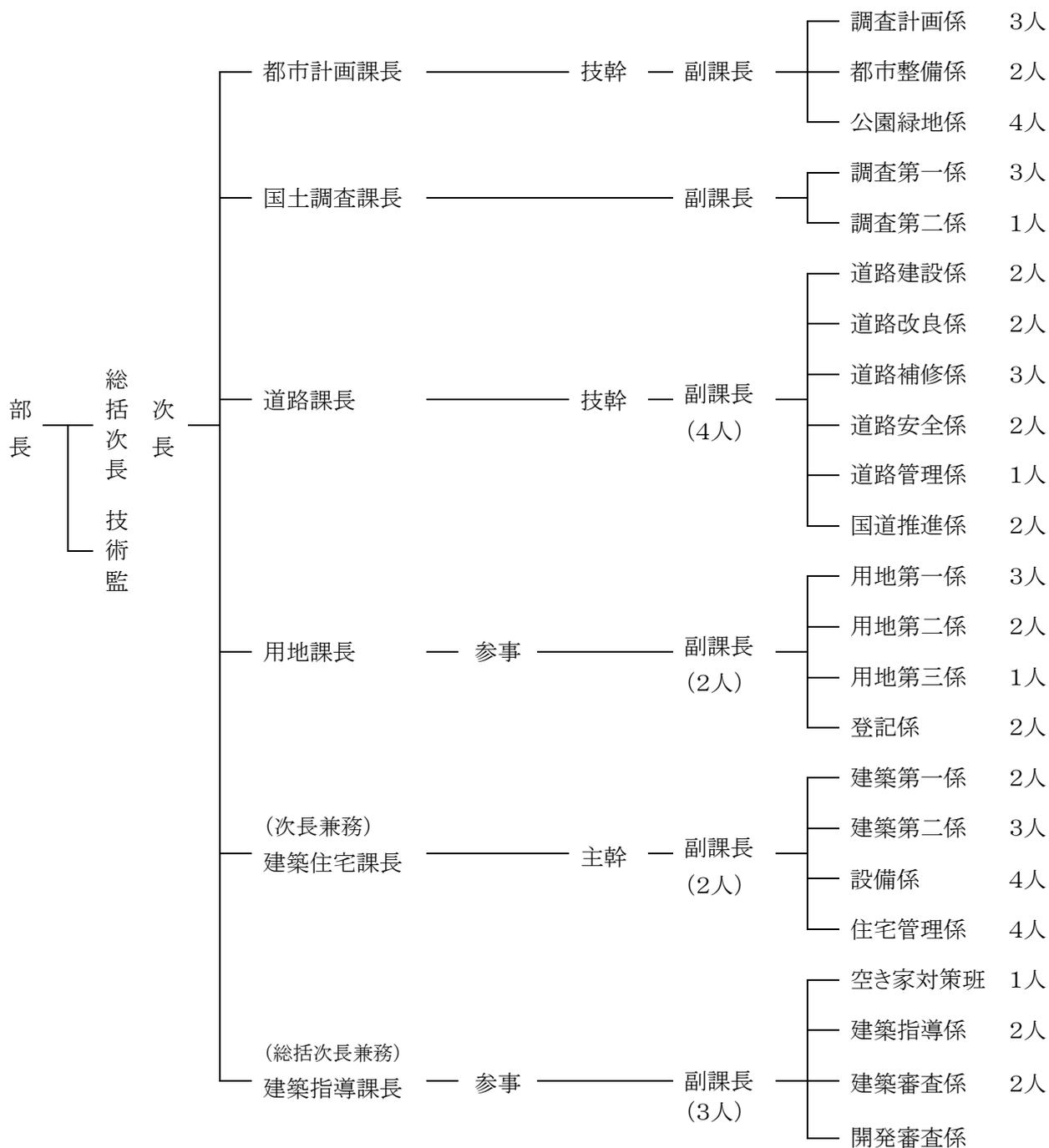
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関する事。
- イ 建築行政指導及び相談に関する事。
- ウ 開発許可申請等の審査に関する事。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関する事。
- オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関する事。
- カ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関する事。
- キ エネルギーの使用の合理化に関する法律の実施に関する事。
- ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関する事。
- ケ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関する事。
- コ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関する事。
- サ 空家等対策の推進に関する事。

2 職員の配置状況 77人 (平成28年4月1日現在)



3 平成27年度に実施した主な事業

(1) 新居浜市都市計画マスタープラン見直し

新居浜市都市計画マスタープランは平成13年6月の策定後、平成19年2月に見直しを行った。第1回の見直しから現在に至るまでの社会情勢や本市の都市構造等における変化に対応するため、平成26年度から2か年で見直しを行った。

<事業費> 7,560,000円

(2) 地籍調査事業（旧新居浜地区）

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

＜事業費＞ 50,153,716円

(3) 別子山地区市道整備事業

蔭地線は、幅員が狭小で路外へ転落の恐れや山からの落石などの危険があり、道路整備により地域住民の安全と利便の確保を図った。大野線は、別子山竹ヶ市地区の住民の唯一の生活道路であり、主要地方道高知伊予三島線が被災した際のバイパス機能を果たす道路であることから、改良整備により地域住民の交通安全と利便性の確保を図った。大湯線は、観光施設である「ゆらぎの森」へのアクセス道路であると共に、新居浜市地域防災計画で指定されている拠点ヘリポートへのアクセス道路にもなっており、改良整備により通行人等の交通安全と利便性の確保を図った。

＜事業費＞ 35,000,000円

(4) 市営住宅の住環境整備

市営住宅の安全性等を確保するために、耐震診断、耐震改修を実施した。平成26年度から27年度繰越事業として、南小松原団地9-3、9-4、9-6号棟の耐震補強工事等を行うとともに、松原団地5-3、5-4、6-4号棟の耐震診断及び補強設計を実施した。

＜事業費＞ 38,383,200円

(5) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。平成26年度から27年度繰越事業として、南小松原団地9-1号棟建て替えに伴う従前入居者の戻り入居にかかる移転補償を行うとともに、治良丸南団地建て替えに伴う敷地測量、新築工事实施設計、従前入居者に対する移転料の補償を行った。

＜事業費＞ 31,763,872円

(6) 民間木造住宅耐震診断事業

民間による木造住宅の耐震診断の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 220,000円

(7) 民間木造住宅耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 7,380,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	10,532,680	10,532,680	0
公営駐輪場使用料	10,189,100	10,189,100	0
公園使用料	799,182	799,182	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	18,000	18,000	0
地籍調査成果交付手数料	6,000	6,000	0
屋外広告物許可申請手数料	1,042,820	1,043,820	0
用途地域等証明手数料	9,600	9,600	0
道路使用料	35,673,990	35,673,990	0
開発許可等手数料	2,476,170	2,476,170	0
建築確認手数料	7,534,100	7,534,100	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	407,655	407,655	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
家 賃	現年度分	317,417,600	300,570,709	94.7%	0	16,846,891
	滞納繰越分	58,820,886	18,401,752	31.3%	3,141,990	37,277,144
	計	376,238,486	318,972,461	84.8%	3,141,990	54,124,775
共益金	現年度分	38,616,340	35,539,860	92.0%	0	3,076,480
	滞納繰越分	15,966,434	774,386	4.9%	21,796	15,170,252
	計	54,582,774	36,314,246	66.5%	21,796	18,246,732
督 促 手数料	-	288,700	288,700	-	-	0

(※還付未済額を含む)

6 指摘事項及び回答内容 (回答は平成28年11月18日付け)

(1) 市営住宅の滞納家賃及び共益費の徴収対策について

市営住宅の滞納家賃の徴収対策のうち、長期滞納者に対しては、市営住宅の明渡しと家賃等の支払を求める訴訟を行っているが、家賃等を滞納したままになっている退去者もいるとのことである。

また、共益費については、昨年度も収入未済額の減少に努めるよう指摘をしたが、平成27年度においては現年度、滞納繰越分とも前年度に比べ収入未済額が増加しており、収入率も低下し、特に滞納繰越の収入率は5%弱にまで下がっている状況である。現在は、納付誓約書等を取り交わすなど長期滞納とならないよう滞納家賃と併せて対応を強化しているとの

ことであるが、その効果は十分ではないように思われる。

今後においては、長期家賃滞納者に対しては差押え等ができる法的措置の検討を行い、共益費については、給水停止措置など滞納抑止力が期待できる効果的な対策の検討を進めるとともに、できる限り早期に法的措置を行うことなどにより滞納額の減少に努められたい。

(建築住宅課)

<回答>

滞納家賃の徴収対策について、特に長期家賃滞納者（滞納月数が1年以上に及ぶ者、納付誓約をしたが順守されていない者及び督促・催告に対し納付の意思が見受けられない者）に対して、住宅の明渡し及び滞納家賃の全額支払いを趣旨とした訴訟を提起しております。

確定判決後に家賃等を滞納したままで明渡し（退去）している者については、本人（連帯保証人、同居者等を含む。）に対し、退去先等への督促（事情により分納誓約）をするなどの措置を引き続き行ってまいります。

さらに、悪質な長期家賃滞納者に対しては、顧問弁護士との協議を踏まえ、財産、収入等の調査を行い、債権管理担当部局との調整を図りながら、財産の差押え・強制執行に向けた法的措置を行うよう努めてまいります。

また、共益費（水道料金）については、収入額が低水準で推移していることから、滞納家賃の納付指導に併せ、納付誓約を取り交わすほか、共益費（水道料金）に係る滞納整理事務処理マニュアル（要綱）等の制定に向けて取り組み、具体的かつ効果的な徴収方法や給水停止措置の対策等について検討してまいります。